

残留農薬分析

野菜の検査命令(食品衛生法第26条)、ポジティブリスト制度に即した残留農薬の分析を行います。

消費者が求めるものは・・・おいしい食材?安全な食材?安い食材?

消費者の信頼を得るために、「食」の安全性の確認を行うことが大切です。

ポジティブリスト制度が2006年5月29日より施行されました。これ以前では、食品衛生法で残留農薬基準が制定されている農薬等は283項目で、国内外で使用されている多くの農薬等に残留基準が設定されていませんでした。国民の健康保護と制度の円滑な施行の観点から、国際的に広く使用されている農薬等に新たに残留基準を設定しました。

ポジティブリスト制度導入後に新規に残留基準を設定した農薬等も含めると、残留基準が設定されている農薬等は合計で788品目あります(2017年3月末現在)。また、残留基準が定められていない農薬等については、「一律基準」0.01ppmが設定されました。

「食」の安全へのお手伝いをいたします。



ガスクロマトグラフ質量分析計

※イメージ画像

1. 多成分一斉分析

多くの残留農薬について、厚生労働省通知の方法に基づき、GC/MS¹⁾、LC/MS/MS²⁾など高感度・高精度の分析機器を用いて、迅速に同時分析を行います。

2. 低コスト

検体数・項目に応じて、分析料金をご相談いただけます。お気軽にご相談ください。

3. 高い信頼性

登録検査機関における製品検査の業務管理要領(食品GLP)、ISO9001による品質管理システムを構築しています。

1)ガスクロマトグラフ質量分析計: Gas Chromatograph Mass Spectrometer

・・・残留農薬や環境ホルモンなど、高い感度が要求される分析に使用されます。

2)高速液体クロマトグラフ質量分析計: High-Performance Liquid Chromatography / Mass Spectrometer

・・・当社で保有するLC/MS/MSは、MS(質量分析計)が2台連結したもので、LC/MSよりはるかに高精度の分析が可能です。

多様な農薬へのリスク管理は万全ですか？
 当社は「食」の安全へのお手伝いをいたします。

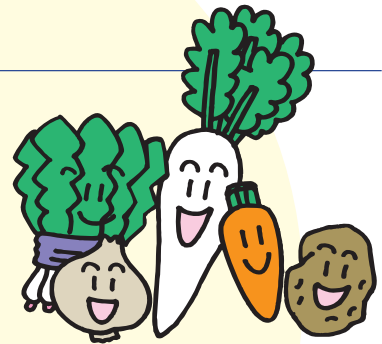
～加工食品についても対応いたします。

▶ 分析の実施項目

1) 厚生労働省通知の方法に基づき、**多成分一斉分析**を実施いたします。

一斉分析対応項目数の例

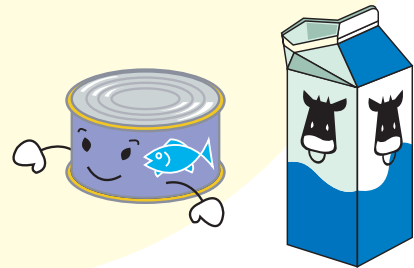
種 類	項目数	備 考
野菜の検査命令 (食品衛生法第26条)	9	ピレスロイド系農薬
輸入野菜モニタリング	295	検疫所モニタリング対象の約 89% カバー
輸入穀物モニタリング	257	検疫所モニタリング対象の約 91% カバー
輸入果実モニタリング	258	検疫所モニタリング対象の約 90% カバー



2) 畜産物、水産物についても測定を行います。

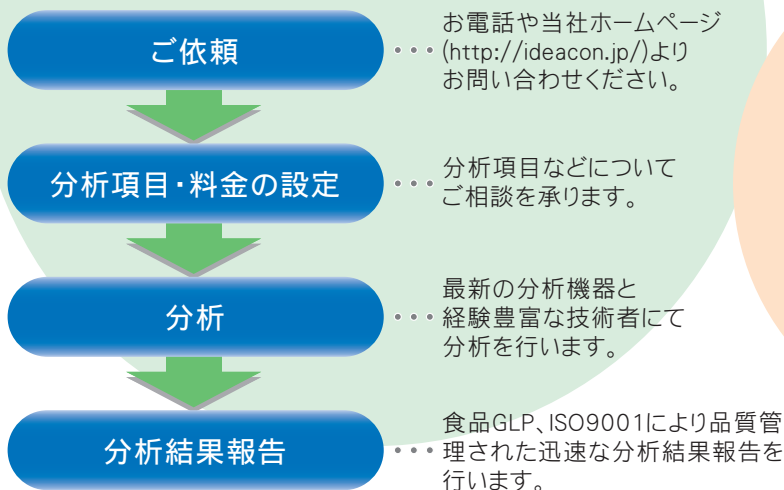


3) 加工食品についても測定を行います。



▶ 分析の実施手順

分析のご依頼から分析結果の報告までの流れは以下の通りです。



※イメージ画像

